

※ 登録申請の注意事項

1. 15才未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録はできません。
2. この申請書は、本人自ら登録する印鑑を持参して申請してください。
代理人により申請される場合は、下記の委任状が必要です。
3. 本人自ら申請する場合で、次のいずれかに該当する書面を提示されたときには、即日登録できます。
 - 1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で写真を貼付したもの
 - 2) 当町の印鑑登録者が保証する保証書
4. 本人自ら申請されても、上記の「3」の書面の提示がなく本人申請等の確認ができない場合及び代理人による申請の場合は、本人意志確認のため、照会書を発送し、その回答書を持参されたときに登録がなされます。（即日登録はできません）
5. 登録できない印鑑がありますからご注意ください。

詳しくは、係員にお尋ねください。

委 任 状

代理人 住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 大・昭・平 年 月 日 _____

私は、上記の者を代理人と定め、次のことを委任しましたので通知します。

委任したこと

1. 印鑑登録の申請に関すること。

令和 年 月 日

度会町長様

本人 住 所 三重県度会郡度会町 番地 _____
氏 名 _____
生年月日 大・昭・平 年 月 日 _____

登録する印鑑

登録する印鑑

※ 注意事項

1. この通知書は、本人が全部自署してください。